九　衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体について、解散をした旨の届出があった件　一二　四
一〇　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件　一二　四
一一　中央選挙管理会委員長が互選された件　一二　四
一二　委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を定めた件　一八　二
一三　平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　一八　二
一四　平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　一九　三
一五　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件　二一　二
一七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二六　三
〇政治資金適正化委員会
一八　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録をした者を公告する件　四六　三
一九　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一二　四
二〇　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　六　四
二一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一二　四
二二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二五　二
〇法務省
一七三　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　三
一七四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　三　三
一七五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一　三
一七六　除籍が滅失した件　四　三
一七七　日本国に帰化を許可する件　四　三
一七八　除籍の一部が滅失した件　四　三
一七九　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件　六　三
一八〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき技能実習を定める件　七　二
一八一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　八　五
一八二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　二
一八三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　八　五
一八四　日本国に帰化を許可する件　一一　二
一八五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　二
一八八　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　三
一八九　日本国に帰化を許可する件　一四　二
一九〇　〃　戸籍が滅失した件　一五　二
一九一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一八　三
一九二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　三
一九六　一九七　一九八　一九九　二〇〇　二〇一　二〇二　二〇三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　三